

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

平成25年5月10日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良事業を行なった者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
五郷土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	井関地区	平成25年2月28日
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業)	丸山池地区	平成25年3月15日
観音寺市大谷池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	上安井地区	平成25年2月28日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	明加地区	平成25年2月28日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	安井東地区	平成25年3月15日